

甲府市自治基本条例

まちづくりはみんながプレイヤーです

自治基本条例は、自分たちで責任を持って決めていく、
全員参加のまちづくりのルールです。



©2006VFK



©2009VFK



ヴァンフォーレ甲府マスコットキャラクター「ヴァンくん」と「フォーレちゃん」

1

甲府市の地形・人口

▶ 甲府市の位置

甲府市は、山梨県のほぼ中央にあり、細長い形をしています。

面積は212.41平方kmで、南北の山の間にある平らな土地は“甲府盆地（こうふぼんち）”と呼ばれています。市街地は甲府盆地の中心にあり、市内には荒川が流れ、御岳昇仙峡（みたけしょうせんきょう）や芦川溪谷（あしがわけいこく）といった豊かな自然に恵まれています。

また、盆地の最も低いところを流れる笛吹川には、荒川をはじめ、市内のいくつもの川が流れ込んでいます。

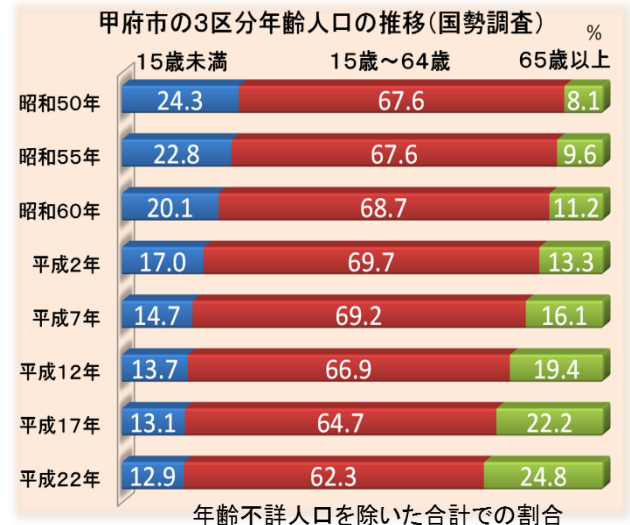
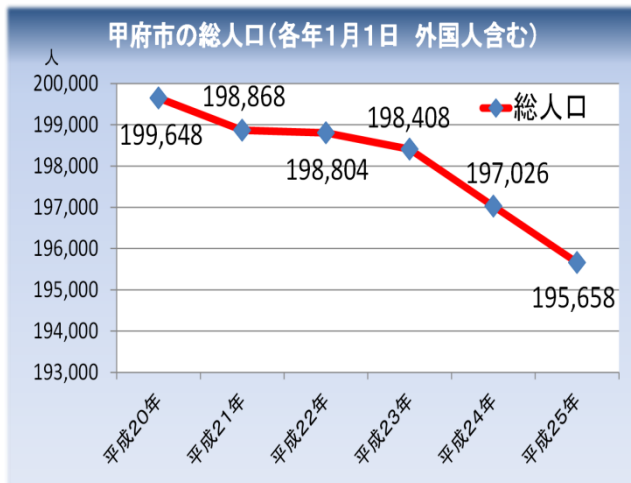


御岳昇仙峡
(みたけしょうせんきょう)

▶ 人口

市の平成25年の人口（外国人を含む）は195,658人です。15年前と比べると約4,000人減少しています。

また、市全体の人口に対する子ども（年少人口）の割合が減少し、高齢者（老年人口）が増加しているのが分かります。



2 市のシンボル

▶ 市の木・花・鳥

市の木は「かし」です。かしは、甲府にたくさんあり、とても堅い材質で、天に向かうように伸びる木です（ぶな科・常緑高木）。

空に向かって伸びる枝は、市の未来を象徴するのにふさわしいと選ばれました。

（昭和46年8月指定）



市の花は「なでしこ」です。なでしこは世界に広く分布し、とても育てやすい花です。

甲府の暑さや寒さにも耐えて咲くたくましさ
美しさは甲府を象徴するのにふさわしいと選ばれました。（昭和37年1月指定）



市の鳥は「かわせみ」です。川の土手や水辺にすむ留鳥（りゅうちょう）（死ぬまで生まれた土地を離れない野鳥）で、背の羽根の美しさから「飛ぶ宝石」とも言われます。「宝石の街・甲府」に1番ふさわしいと選ばれました。

（昭和59年8月指定）



3

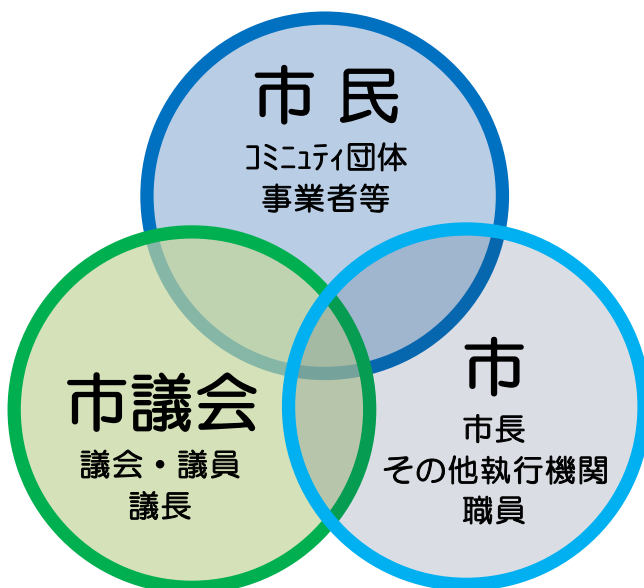
自治ってなんだろう？

自治とは、文字のとおり「^{みずか}自ら」を「^{おさ}治」める。つまり「自分たちのまちのことは、自分たちが責任をもち自分たちで決めていく」ということです。

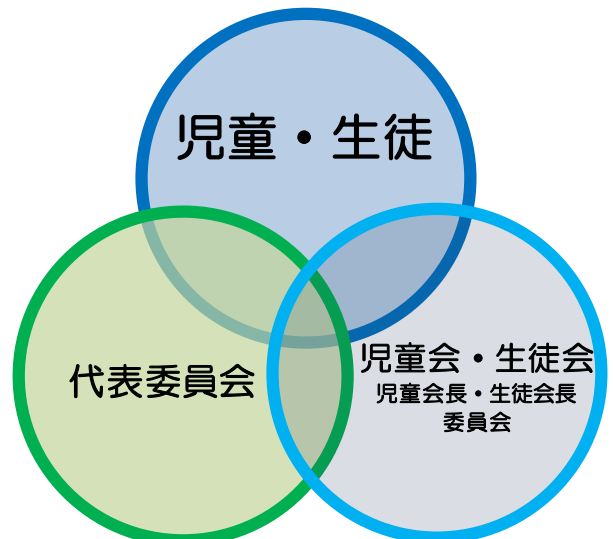
たとえば、学級委員長を自分たちで選び、クラスをどのようにしていくかを自分たちで考え、決めていくのも「自治」といえます。

甲府市のまちづくりも、国や県にまかせるのではなく、甲府市でできることは市が^{みずか}自ら行うことが大切です。

自治基本条例では



学校に例えると..



4

自治基本条例ってなに？

市民の思いを生かしたまちづくりを進めるための基本となる条例です。

甲府市をもっと暮らしやすいまちにするために、市民が主役のまちづくりのため、市民、議会、市長やその他の機関が、協力してまちづくりを進めることが大切です。

甲府市自治基本条例は、甲府市の自治の基本ルールを定めたものです。

**みんなで住みよ
いまちづくりを
目指そう！**



5

自治基本条例に書いてあること



自治基本条例には、みんなのチカラで「まちづくり」をすすめるための大切なルールが書いてあります。

情報共有
のルール

議会と市長その他の執行機関が、積極的に情報提供を行い、市民と情報を共有してまちづくりに取り組みます。

参画
のルール

地域に暮らす市民の意見を生かし、満足度を高めるため、まちづくりの主体である市民が市政に参画して、まちづくりに取り組みます。

協働
のルール

市民、議会、市長その他の執行機関がそれぞれの役割と責務を認識し、信頼関係に基づき、対等な立場で協力し合って、まちづくりに取り組みます。

「市民がもっと満足するまちづくりをするにはどうしたら良いの？」
「市民の声をまちづくりに取り入れるにはどうしたら良いのか？」
こうした課題を解決するために自治基本条例がつけられました。
自治基本条例は、市民、議会、市長その他の執行機関などのまちづくりの担い手が、情報を共有し、まちづくりに参画、協働して取り組むためのルールです。

6

甲府市自治基本条例の特徴は？

この条例では、まちづくりに係るあらゆる方々が、甲府に愛着と誇りを持ち、誰もが暮らしやすい魅力あるまちを目指しています。

こうした目標に身かって、みんなが協力し、共に行動するまちづくりを行うためのものです。

特徴 1

市民自治のまち

市民が主役のまちづくりに取り組みます。

特徴 2

参画と協働を基本としたまち

情報を共有し、誰もが市政に参画し、みんなで力を合わせてまちづくりに取り組みます。

特徴 3

子どもたちを大切にすまち

子どもたちには、社会の一員として市政に参画する権利や健やかに育つ権利があります。

特徴 4

誰もが親しみやすい条例

条例づくりにかかわった市民の皆さんのまちづくりに対する思いを表現するため、やわらかい表現になっています。

こどもから大人まで誰もが
住みよいまちを目指します！



自治基本条例は、市民、議会、市長その他の執行機関それぞれの役割分担を明確にし、市政への市民の参画や協働のまちづくりについて示しています。このことによって、みんなが協力してあって、より一層暮らしやすいまちを目指します。

甲府市自治基本条例の効果

①

甲府市のまちづくりの仕組みが分かりやすくなる

②

市政運営の根拠が明確になる

③

参画と協働によるまちづくりのルールが明確になり、実行されやすくなる



甲府らしい暮らしやすい
まちに一步近づきます！

【前 文】

私たちのまち甲府市は、あふれる光と清らかな水に恵まれた甲府盆地にあり、先人は、輝かしい歴史を築きあげ、多彩な地域の文化を育んできました。

いま、人と人、人と自然が共生し、平和で住みよいまちとして発展させ継承していくために、私たちは、自律した自治のあり方を見据え、そのしぐみをより確固たるものとしなければなりません。

私たちは、主体的に生き、人を思いやる心を大切にし、市民と市議会と市長をはじめ市政を執行するものとの協働により、公正で平等な地域社会をつくり、市民の福祉の増進を図って、次の世代に引き継いでいきます。

私たちは、甲府市民としての誇りと責任をもち、ここに、甲府市自治基本条例を制定します。

(子どもの権利)

第10条 子どもは、健やかに育つ権利があります。

2 子どもは、社会の一員として市政に参画する権利があります。

解 説

① 明日の社会を築き上げていく社会の玉である子どもを大切に育てるため、子どもが家庭や地域、学校において、すこやかに育まれる環境をつくる責任があることをさらに踏み込んで、「子どもの権利」を定めています。

② 子どもが市政に参画するものとしては、まちづくり活動への参画やパブリックコメント等への参画が想定されます。



自治会の活動に参加します

ごみの分別や減量化、
資源物の回収に参加します学校パトロールなどのボラ
ンティアの参加して地域の
子供たちを見守ります

消防団活動に参加します



選挙で市長や議員を
選びます



市が開催するイベントに参加
します



身近なことからまちづくりに
参加することが大切です!